

香川県都市公園規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第5号

香川県都市公園規則等の一部を改正する規則

(香川県都市公園規則の一部改正)

第1条 香川県都市公園規則(昭和39年香川県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																										
別表第3(第13条関係) 1 略 2 駐車場を回数券により利用する場合の使用料	別表第3(第13条関係) 1 略 2 駐車場を回数券により利用する場合の使用料																										
<table border="1"><thead><tr><th>種 類</th><th>金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>100円券(100枚)</td><td>略</td></tr><tr><td><u>100円券(500枚)</u></td><td><u>36,500円</u></td></tr><tr><td><u>100円券(1,000枚)</u></td><td><u>7万円</u></td></tr><tr><td>6,000円券</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	種 類	金 額	略		100円券(100枚)	略	<u>100円券(500枚)</u>	<u>36,500円</u>	<u>100円券(1,000枚)</u>	<u>7万円</u>	6,000円券	略	略		<table border="1"><thead><tr><th>種 類</th><th>金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>100円券(100枚)</td><td>略</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>6,000円券</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	種 類	金 額	略		100円券(100枚)	略			6,000円券	略	略	
種 類	金 額																										
略																											
100円券(100枚)	略																										
<u>100円券(500枚)</u>	<u>36,500円</u>																										
<u>100円券(1,000枚)</u>	<u>7万円</u>																										
6,000円券	略																										
略																											
種 類	金 額																										
略																											
100円券(100枚)	略																										
6,000円券	略																										
略																											

(香川県駐車場規則の一部改正)

第2条 香川県駐車場規則(平成5年香川県規則第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料の還付) 第4条の2 略 2 略 (1) 略	(使用料の還付) 第4条の2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車場を利用する者の申請により、既納の駐車場を回数券又は定期券により利用する場合の使用料を還付することができる。 (1)~(4) 略 2 前項の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に該当する場合 次のア又はイに掲げる回数券の種類

ア 100円券(11枚)、100円券(60枚)、100円券(100枚)、100円券(500枚)又は100円券(1,000枚) 当該回数券により利用する場合の使用料の額に、前項の申請時に残存する回数券の枚数を100円券(11枚)にあつては11枚、100円券(60枚)にあつては60枚、100円券(100枚)にあつては100枚、100円券(500枚)にあつては500枚、100円券(1,000枚)にあつては1,000枚で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)

イ 略

(2)・(3) 略

別表(第4条関係)

1 略

2 回数券により利用する場合の使用料

種	類	使用料の額
略		
100円券(100枚)		略
<u>100円券(500枚)</u>		<u>36,500円</u>
<u>100円券(1,000枚)</u>		<u>7万円</u>
6,000円券		略
略		

3 略

区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 100円券(11枚)、100円券(60枚) 又は100円券(100枚) 当該回数券により利用する場合の使用料の額に、前項の申請時に残存する回数券の枚数を100円券(11枚)にあつては11枚、100円券(60枚)にあつては60枚、100円券(100枚)にあつては100枚で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)

イ 略

(2)・(3) 略

別表(第4条関係)

1 略

2 回数券により利用する場合の使用料

種	類	使用料の額
略		
100円券(100枚)		略
6,000円券		略
略		

3 略

(香川県社会福祉総合センター規則の一部改正)

第3条 香川県社会福祉総合センター規則(平成9年香川県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>別表(第8条、第17条関係)</p> <p>1～5 略</p> <p>6 駐車を回数券により利用する場合の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種</th> <th>類</th> <th>使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	種	類	使用料の額	略			<p>別表(第8条、第17条関係)</p> <p>1～5 略</p> <p>6 駐車を回数券により利用する場合の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種</th> <th>類</th> <th>使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	種	類	使用料の額	略		
種	類	使用料の額											
略													
種	類	使用料の額											
略													

100円券 (100枚)	略
100円券 (500枚)	36,500円
100円券 (1,000枚)	7万円
6,000円券	略
略	

100円券 (100枚)	略
6,000円券	略
略	

(香川県庁地下駐車場利用規則の一部改正)

第4条 香川県庁地下駐車場利用規則(平成16年香川県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																				
別表(第5条関係)	別表(第5条関係)																																				
1 略	1 略																																				
2 回数券により利用する場合の使用料	2 回数券により利用する場合の使用料																																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種</th> <th style="text-align: center;">類</th> <th style="text-align: center;">使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>100円券 (100枚)</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>100円券 (500枚)</td> <td></td> <td>36,500円</td> </tr> <tr> <td>100円券 (1,000枚)</td> <td></td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>6,000円券</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	種	類	使用料の額	略			100円券 (100枚)		略	100円券 (500枚)		36,500円	100円券 (1,000枚)		7万円	6,000円券		略	略			<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種</th> <th style="text-align: center;">類</th> <th style="text-align: center;">使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>100円券 (100枚)</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>6,000円券</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	種	類	使用料の額	略			100円券 (100枚)		略	6,000円券		略	略		
種	類	使用料の額																																			
略																																					
100円券 (100枚)		略																																			
100円券 (500枚)		36,500円																																			
100円券 (1,000枚)		7万円																																			
6,000円券		略																																			
略																																					
種	類	使用料の額																																			
略																																					
100円券 (100枚)		略																																			
6,000円券		略																																			
略																																					

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。